

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院ウェブサイト広告募集に関する定め

(趣旨)

第1条

本定めは、「名古屋市立大学広告掲載要綱」(以下「要綱」という。)及び「公立大学法人名古屋市立大学広告掲載事務取扱要領」(以下「要領」という。)に基づき、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院(以下「当院」という。)のウェブサイトに掲載するバナー広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載を行う広告媒体)

第2条

当院ウェブサイト(<https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/miraikousei/>)のトップページ下部に掲載するバナー広告とする。

(規格)

第3条

- (1) サイズ：横 560 ピクセル × 縦 210 ピクセル
- (2) ファイル形式：JPEG または PNG
- (3) データ容量：300KB 以内

(掲載期間)

第4条

- (1) 掲載期間は、1 か月単位とし、3 か月間以上1 年以内の期間とする。なお、掲載期間の開始日は原則として月の初日とし、終了日は原則として月の末日とする。
- (2) 掲載期間内に当院の都合でウェブサイトを閉鎖した場合、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- (3) 広告掲載者の責に帰することができない理由により、バナー広告を掲載することができなかったときは、掲載することができなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載することができなかった日数が1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の募集方法)

第5条

当院ウェブサイト等を利用して随時行うものとする。

(広告の選定方法)

第 6 条

提出された広告案及びリンク先について、要領第 4 条及び第 5 条に基づく審査を行う。

(広告の掲載料)

第 7 条

- (1) 広告の掲載料は、一枠あたり月額 3,300 円(税込)とする。
- (2) 広告の掲載料は原則として前納とし、広告掲載者は、掲載料を当院の指定する期日までに、一括納入しなければならない。

(その他)

第 8 条 本定めに定めのない事項については、要綱および要領の定めるところによる。

附則

本定めは、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。